

令和6年 第4回浅口市農業委員会議事録

令和6年4月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第6号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第7号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年5月15日（水））

開会（午後１時３０分）

議長 それでは、すいません。委員会を始めたいと思います。

今日、朝のニュースなんかを見ますと、東北の方では３０度近い温度だというふうなこと、北海道でももう夏日だというふうなことを言われてますけど、この調子でいくと農業被害が起きるんじゃないかなというふうな心配をしています。これからそういう、温度に気をつけて農業せないかんようなことになるんじゃないかなと思うんですが、忙しくなりますのでいろんな面で大変だろうと思います。また、農業委員会によろしくご協力のほうをお願いします。

それでは、これより令和６年第４回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は１１名で、梶原さんが遅れてくるという連絡が入っておりますので、定足数に達しております。また、推進委員は１３名の参加であります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において６番佐藤委員、７番柚木委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第１３号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５３２番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は２ページになりますのでお開きください。

議案第１３号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和６年４月１５日提出。

番号５３２、鴨方町六条院東、畑、２９０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、１１番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 １１番渡邊です。

この案件の場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇を南へ４００メートルか３００メートル行った西側にあります。譲渡し人と譲受人はいとこ同士であります。本家、分家であります。問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、533番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号533、鴨方町深田、田、636平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。
 位置図は3ページ、4ページになります。場所は、〇〇〇〇の西側約100メートル、150メートルぐらいのところになります。譲渡し人は、今、〇〇〇〇のほうへ行かれていますけど、もともとは〇〇〇〇におられたみたいで、この土地が譲受人のすぐそば、隣接地で、こちらにおじさんと言われる方がおられて、もうこの畑といひますか、田んぼを管理してもらえんじやろうかというような話からまとまったように聞いております。問題なかろうかと思ひれます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、534番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号534、金光町大谷、田、319平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委 員 5番古川です。
 位置図は5ページ、6ページになりますが、この土地は〇〇〇〇の、〇〇〇〇の〇〇〇の駐車場があるんですけど、それからちょっと東へ行ったところから集落へ入る道が南へずっと続いていっとるんですけど、〇〇〇〇から300メートルほど南へ行ったところの道路沿ひにあります。資材置場のような、荒れたような状態であったんですけど、代が変わって、まだ少しは残っとんじやけど、まあまあきれいに片づけて話が進んだようです。地目は田になっとんじやけど、以前からずっと畑地のような感じでありました。特に問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、535番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号535-1、金光町占見新田、畑、254平米。同じく2、金光町占見新田、畑、12平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。
位置図は7ページと8ページということになります。場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇の反対側、もう〇〇〇〇から20メートルほど入ったところになります。現況は畑ということで、親戚の人が作物を作ったりしておりますが、遠方ということで、今度、譲受人の方が自分で畑をやっていくというふう聞いております。そういうことで、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、538番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号538、金光町大谷、田、851平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。
位置図は9ページ、10ページになりますが、この土地は〇〇〇〇の〇〇〇〇と〇〇〇〇のちょうど中ほどに点滅の信号機があるんですけど、そこから南のほうへ200メートルほど行ったところで、谷に〇〇〇〇あるんですけど、そのちょうど北側になります。譲受人の住宅があるんですけど、そのちょうど裏手の土地になりまして、今まで遊んどったというか、作物を作ってなかって、草刈りやこうはしとったんですけど、家のそばで、この先使い勝手がいいということで話がまとまったようです。特に問題ないかと思われます。審議のほうよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、542番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号542、鴨方町六条院東、田、225平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委員 11番渡邊です。
この案件の場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かって1キロ弱ぐらい行った南側に当たります。譲受人は、〇〇〇〇の前の〇〇〇〇のほうへ農地を譲り渡しております。その代替地として近隣の方と話がついたように聞いております。問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第14号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
543番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますのでお開きください。
議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について。令和6年4月15日提出。
番号543-1、金光町占見、田、1.02平米。同じく2、金光町占見、田、0.59平米のうち0.01平米。同じく3、金光町占見、畑、694平米のうち363平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしく願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委員 2番渡邊です。
位置図は13、14ページになります。〇〇〇〇の〇〇〇〇の北からずっと東へ2、300メートル行ったところに〇〇〇〇——今は廃業しとんですが——のところ

を北へ入っていったところですが、100メートルほど行ったところなんですが、今は休耕田というか、何も作物を作っていないんですが、このたび家を建てるということなんで、特に問題はないと思います。残ったところは、また畑で、家庭菜園じゃないですが、そういうことをやるというふうに聞いています。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
537番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は4ページになりますのでお開きください。

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年4月15日提出。

番号537-1、金光町占見新田、畑、38平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2、金光町占見、田、157平米。譲渡し人は、〇〇〇〇です。転用目的は分譲宅地で、施設の概要は他の土地と合わせてになりますが、〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。

議長 　　次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 　　2番渡邊です。

位置図は15、16ページになります。〇〇〇〇から東へ30メートルほど入ったところなんですが、今、休耕田というか、畑になっています。それと、隣の地番の50番が、これが長い間空き家ということで、荒れ果てたような建物があるんですが、そこと一緒にして分譲するというように聞いています。特に問題はないかと思えますので、よろしくお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、539番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号539-1、金光町占見新田、畑、352平米。同じく2、金光町占見新田、田、111平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と公衆用道路です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

位置図は17、18ページです。今のところ、〇〇〇〇から北へ150メートルぐらいの〇〇〇〇のすぐそばです。〇〇〇〇ということで、何も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、540番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号540-1、金光町須恵、田、34平米。同じく2ほかといたしまして、田3筆、1,982平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇、ほかに4名です。転用目的は長屋建て住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 位置図のほうは19、20ページになります。

ちょうど〇〇〇〇になりまして、〇〇〇〇の反対側、〇〇〇〇の北側になるところです。周りの形状もぼっこうアパートとかその辺ができておりまして、もう流れとして仕方がないのかなというふうに思います。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第16号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになります。
 議案第16号農用地利用集積計画につきまして。令和6年4月15日提出。
 それでは、説明いたします。
 番号66番から70番の5件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は5名、農地は10筆です。更新が7筆、新規が3筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が7筆、10年以上が3筆の以上となります。
 次に、6ページへ移ります。
 1の(1)費目別設定面積につきましては、田7,422平方メートル、畑0平方メートル、計7,422平方メートルです。
 以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。
 日程第4、報告事項に移ります。
 報告第6号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は7ページになりますのでお開きください。
 報告第6号農地法第18号の規定等による合意解約通知について。令和6年4月15日提出。
 番号531、鴨方町深田、畑、372平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年2月11日、引渡し年月日は令和6年2月29日です。
 よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
 報告第7号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は8ページになりますのでお開きください。
 報告第7号農地法施行規則該当転用届について。令和6年4月15日提出。
 番号530-1、鴨方町深田、畑、20平米のうち4平米。同じく2、鴨方町深

田、畑、373平米のうち61平米。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は農振地です。

以上になります。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをします。

事務局 失礼します。本日、今回のその他事項については4件お願いしたいと思います。

①露天の資材置場等の農地転用許可の取扱いについて

②許可申請書への添付書類の簡素化について

③農業委員等の改選についての進捗状況について

④次回の農業委員会について

事務局からは以上でございます。

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会させていただきます。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時20分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩